

## 売買契約解除についてのご案内

売買契約の解除については、北海道市場市場業務規程第23条・24条に記載しております。ご確認の上、セリにご参加下さい。

### A 売買契約解除の申し出 (市場業務規程第24条)

購買者による落札後検査により、以下の症状を発見したときは・・・



購買者による申し出により、判定委員会による審査を行います。  
審査内容が認められた場合は、売買契約を解除することができます。

- ①関節部の骨片 (飛節の離断性骨軟骨症は除く)
- ②関節面の軟骨下骨囊胞
- ③喉頭片麻痺 (市場業務規程別表2に定める安静時の馬における喉頭機能の評価ⅢないしⅣのもの)
- ④頸椎狭窄による腰痙

1) 落札後検査により、セリ落とした日の翌日より3日以内に上記症状を発見し、購買者より診断書及びレントゲン写真を附して売買契約解除の申し出があった場合は、販売申込者に通知し、販売申込者側の診断と資料提出を求めます。

- ・落札馬の引渡しを受けた後の申し出は出来ません。
- ・落札後検査の費用は購買者負担となります。

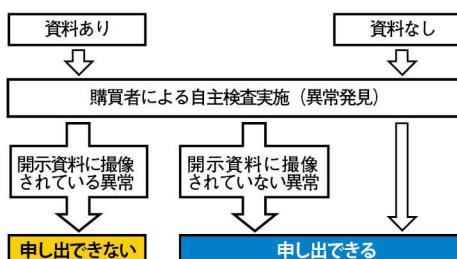
2) 購買前にレポジトリーにおいて、販売申込者から任意で提出のあった上場馬の四肢レントゲン写真、上部気道内視鏡動画を上記①～③の症状についての判断資料として事前に閲覧することが出来ます。

- ・レポジトリー資料は、開設者が定めた要領にもとづき販売申込者の責任において提出されています。任意提出のため、資料がない場合もあります。
- ・レポジトリー資料上に上記①～③の症状が撮像されていた場合は、上記売買契約解除の申し出をすることは出来ません。

※ 資料提出があつても、落札後検査により提出資料にはなかつた上記①～③の症状が撮像されていた場合は、申し出対象となります。

- ・閲覧期間終了後は、開設者による資料提供は行いません。

#### レポジトリー開示資料(レントゲン・ファイバー動画)



3) 症状の有無は「判定委員会」で判断します。  
・判定委員は開設者が指定する獣医師で構成されます。  
・判定委員会では購買者・販売申込者双方から提出された資料を参考に、上記症状の有無を判断します。審査の結果、購買者が申し出た事項について認められた場合、売買契約を解除することができます。

落札後検査等による売買契約解除の申し出期限は **落札後3日以内** です。  
(右頁をご参照ください)

## 本年より届け出期間が変更になりました!

### B 売買契約解除の届け出 (市場業務規程第23条第2項)

販売申込者の申告により、上場馬に以下の項目があるときは公表致します。  
\*セール当日、公表事項開示室にて開示致します。

- ①悪癖 (さく癖、ゆう癖、旋回癖、身喰い)
- ②目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
- ③去勢
- ④全身麻酔を伴う外科手術歴

落札後、公表のなかつた上記項目を発見したときは・・・



購買者による届け出により、  
売買契約を解除することができます。

市場終了日の翌日より10日以内に、公表のなかつた上記項目を発見し、購買者より診断書等を附して売買契約解除の届け出があつた場合は、開設者及び開設者の指定する獣医師が確認し、診断内容が一致したときは売買契約を解除することができます。

公表のなかつた悪癖等による売買契約解除の届け出期限は **10月18日(土)** です。

**期限までに代金決済、購買馬の引取、悪癖等の確認をお願い致します。**

**期限を過ぎた申し出・届け出は一切お受けできません。**

- 上場馬、落札馬には市場規程で定める以外の補償は一切ありません。  
落札馬の事故等に備えて、別途競走馬保険に加入されることをお勧めします。
- 上場馬は市場業務規程に定めた事項を公表しますが、それ以外は「現状のままの状態」で上場されます。
- セリに参加されるときは、上場馬について、レポジトリーでの資料確認や、事前検査をされることをお勧めします。(事前検査費用は購買者の負担となりますのでご了承下さい。)

売買契約解除の届け出・申し出は、下記専用電話で受付しております。

\*その際に、今後の処理・手続き方法をご案内させて頂きます。  
\*下記専用番号以外での受付は一切行いませんのでご注意ください。

売買契約解除の申し出(A:落札後検査等)

10月6(月)落札馬 ⇒ 10月9日(木)まで  
10月7(火)落札馬 ⇒ 10月10日(金)まで  
10月8(水)落札馬 ⇒ 10月11日(土)まで

売買契約解除の届け出(B:公表のなかつた悪癖等) **10月18日(土)まで**

●専用電話：0146-45-2093 ●受付時間：午前9時～午後5時まで